

中山町商品開発チャレンジ補助金

申請ガイドライン

(令和8年度版)

中山町産業振興課
商工観光グループ

(令和8年4月)

1. 補助金の趣旨

町内の農林畜産物を活かした新商品開発、ブラッシュアップ及び販売を通じて物産振興を図ることを目的とした事業に係る経費の一部に対し補助金を交付します。

2. この補助金における用語の定義

(1)特産品

以下の全てを満たすものをいいます。

- ・小売り向け商品
- ・町内の農林畜産物を原材料の主要な部分を占めているもの
- ・製造、加工その他工程のうち主要な部分を町内において行われたもの

(2)新商品開発

申請しようとする事業者がこれまでに取扱いがない特産品を開発することをいいます。

(3)ブラッシュアップ

過去又は現在において取扱いがあり、町産の農林畜産物が原材料の主要な部分を占める小売り向け商品について、収益の増加を目的として以下の改良を行うことをいいます。

- ・デザイン (例) ラベル等デザイン、包装デザイン
- ・容器 (例) 包装袋、パウチ、箱
- ・内容物 (例) 配合方法、配合量、トッピング
- ・本体 (例) 素材、形状、機能

3. 補助対象者

以下のすべてを満たす事業者が対象となります。 ※申請は1年度につき1回までです。

- (1)町内の農商工事業者（法人又は個人事業主）
- (2)町の農林畜産物を理解し、積極的に活用することで町の物産振興に寄与する意思がある方
- (3)この補助金で開発又はブラッシュアップした商品を流通又は販売することができる方
- (4)この補助金の交付を受けた後も事業継続の意思がある方

4. 補助対象事業

以下のいずれかの事業が対象となります。いずれの事業も、補助事業で開発した商品に町産の農林畜産物を使用していることを表示して試販を行うことが条件となります。

(1)新商品開発

(2)ブラッシュアップ

5. その他の条件

事業を検討する際は、以下の点にご留意ください。

- (1)他者の知的財産権を侵害しない事業であること
- (2)国、県及び町等の他の補助金等の対象となっていない事業であること

6. 補助対象経費

補助対象事業の企画、開発、試作、試販、販路開拓に係る経費が対象となります。

種別	経費	備考
企画・開発・試作	機械等の使用料・賃借料	機械購入費は対象外
	材料費	試販・販路開拓用のサンプル製造分も対象
	デザイン制作費	試販・販路開拓用のサンプル製造分も対象
	製造委託料	試販・販路開拓用のサンプル製造分も対象
	各種検査に係る費用	サンプルの菌検査、栄養成分検査等
	技術指導費	試販・販路開拓までの支援分も含む
試販・販路開拓	出展手数料	外部の展示会等への参加に係る手数料等
	会場使用料	展示会・発表会等の開催に係る使用料等
	移動に係る費用	町の旅費規程に基づく。宿泊費は除く
	市場調査費	アンケート・デザイン評価調査等

- ・購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業終了時に実際に使用した分が補助対象となります。
- ・原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受け払いを明確にしてください。

7. 補助金の額

補助対象経費の1/2

上限額・・・新商品開発 10万円

既存商品のブラッシュアップ 5万円

※事業実施により収入が生じた場合、その同額を補助対象経費の試販・販路開拓に係る経費より減額となります。

※国・県等の補助金との併用はできません。

8. 申請から補助金交付までの流れ

1 補助金利用にあたっての事前相談

2 補助金の交付申請 【事業者⇒町】

○提出書類

- ・交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・その他補足資料（事前相談の内容に応じてご案内します。）

3 補助金の交付決定 【町⇒事業者】

※交付決定前に事業着手していた場合は、補助金の交付を受けられませんので、ご注意ください。

4 補助事業の実施 【事業者】

5 実績報告 【事業者⇒町】

○提出書類

- ・実績報告書（様式第6号）
- ・収支決算書（様式第3号）
- ・事業実施状況がわかる書類（領収書の写し、契約書の写し、写真、資料等）

6 補助金の交付 【町⇒事業者】

7. お問い合わせ・申請先

中山町役場 産業振興課商工観光グループ

〒990-0492

中山町大字長崎 120 番地

TEL 023-662-2114 FAX 023-662-5950

✉ sangyou@town.nakayama.yamagata.jp

土・日・祝祭日を除く、午前 9 時 00 分～午後 4 時 45 分